

周産期母子医療センター整備の 現状等について

厚生労働省医政局地域医療計画課

2. きめ細かな少子化対策の推進

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

②妊娠・出産（関連：重点課題(2)）

（周産期医療の確保・充実等）

【施策の具体的内容】

○周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

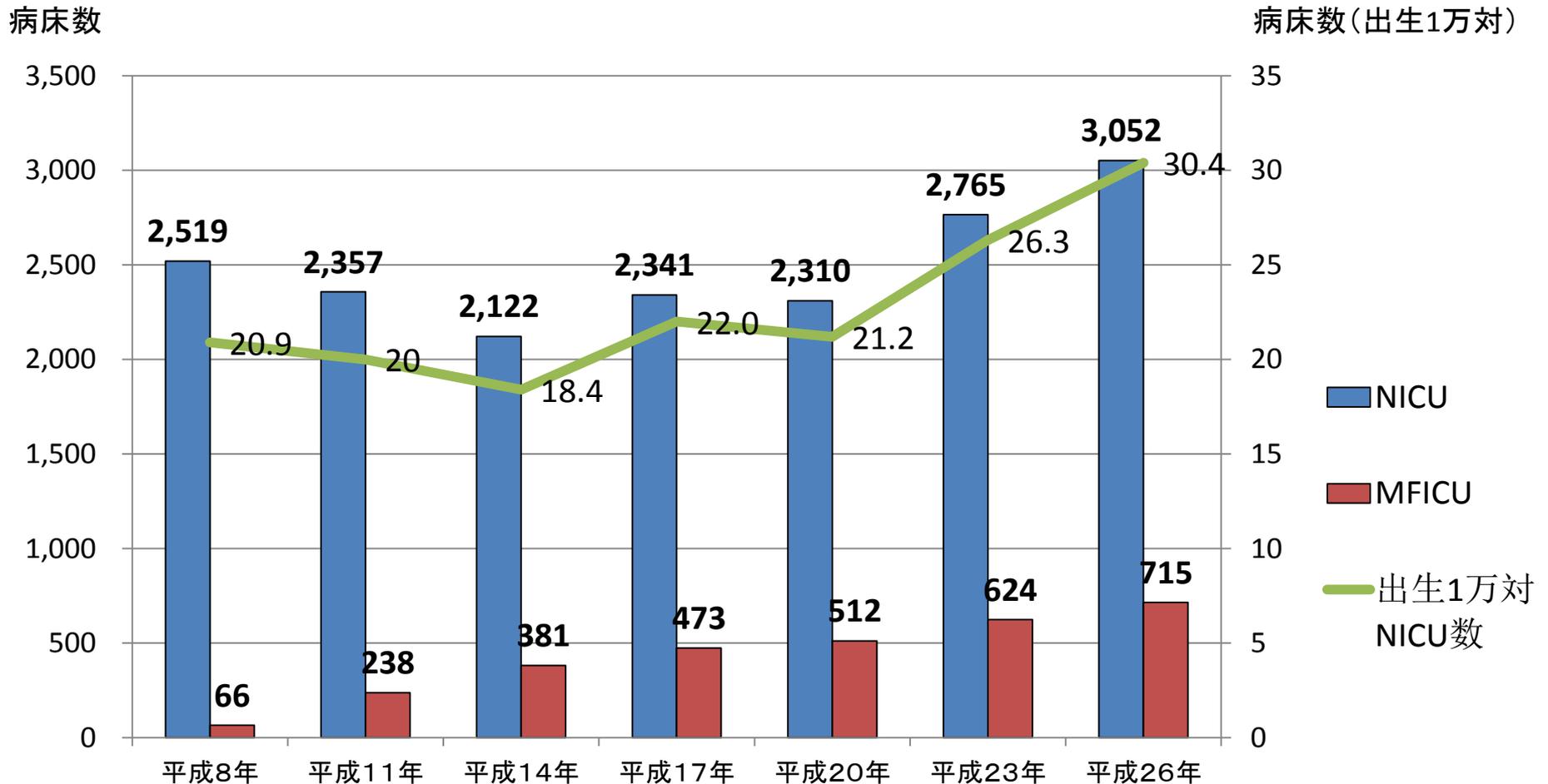
・リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等の整備（新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）の整備）や、周産期医療に携わる医師・助産師等を確保し、地域の分娩施設と連携しながら救急搬送受入体制の確保を図る。

【施策に関する数値目標】

項目	平成23年度	目標 (平成31年度)	平成26年度
新生児集中治療管理室（NICU）病床数（出生1万人当たり）	26.3床	全都道府県で 25～30床	平均30.4床 6県で25床未満

NICU（新生児集中治療室）数とMFICU（母体・胎児集中治療室）数の推移

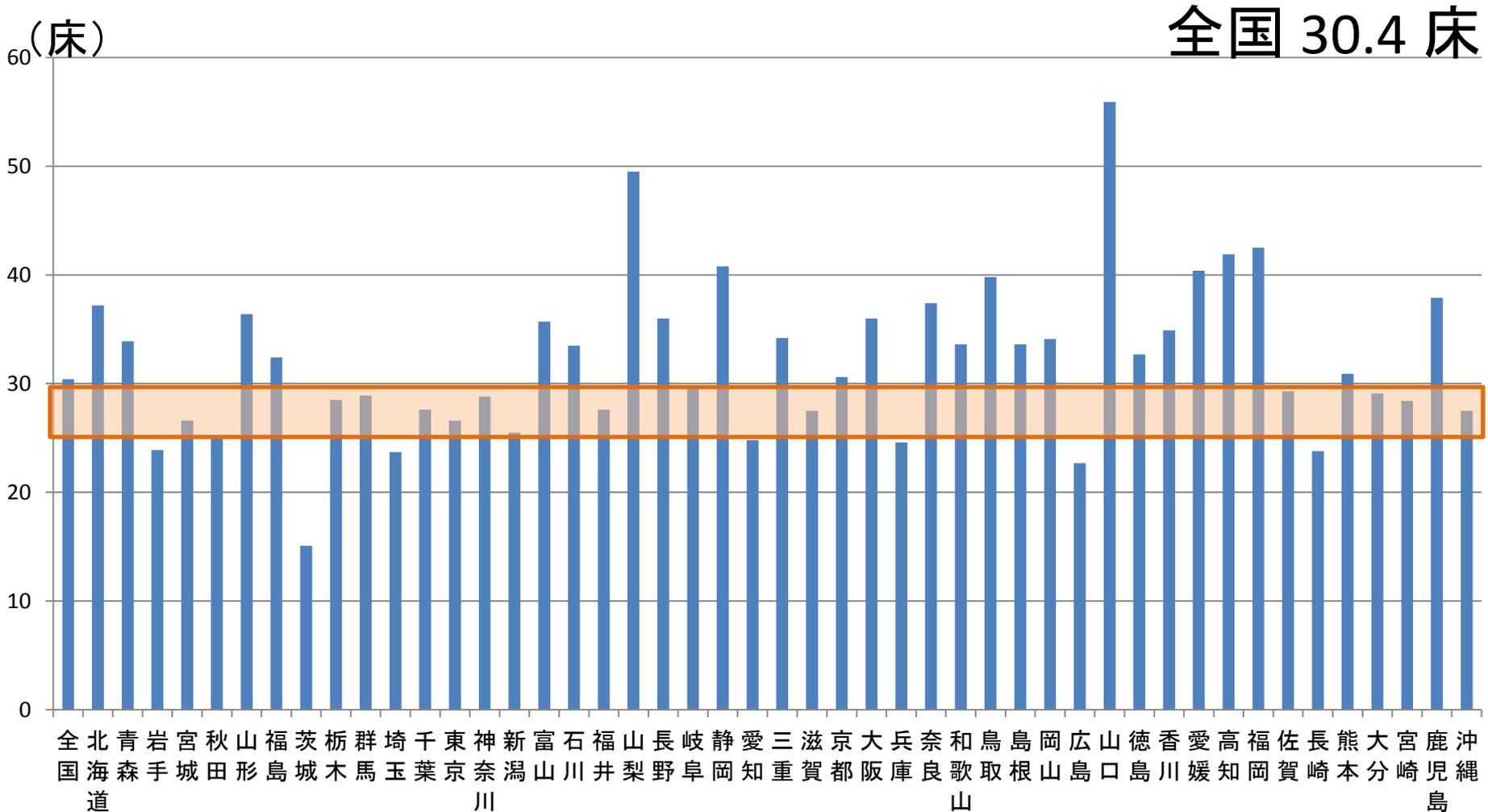
- 近年、NICU及びMFICUは増加している
- NICUについては、出生1万人対25～30床を目標として整備を進めることとしており、平成23年は出生1万人対26.3床、平成26年には出生1万人対30.4床。（厚生労働省医療施設調査）



都道府県別出生1万あたりのNICU病床数

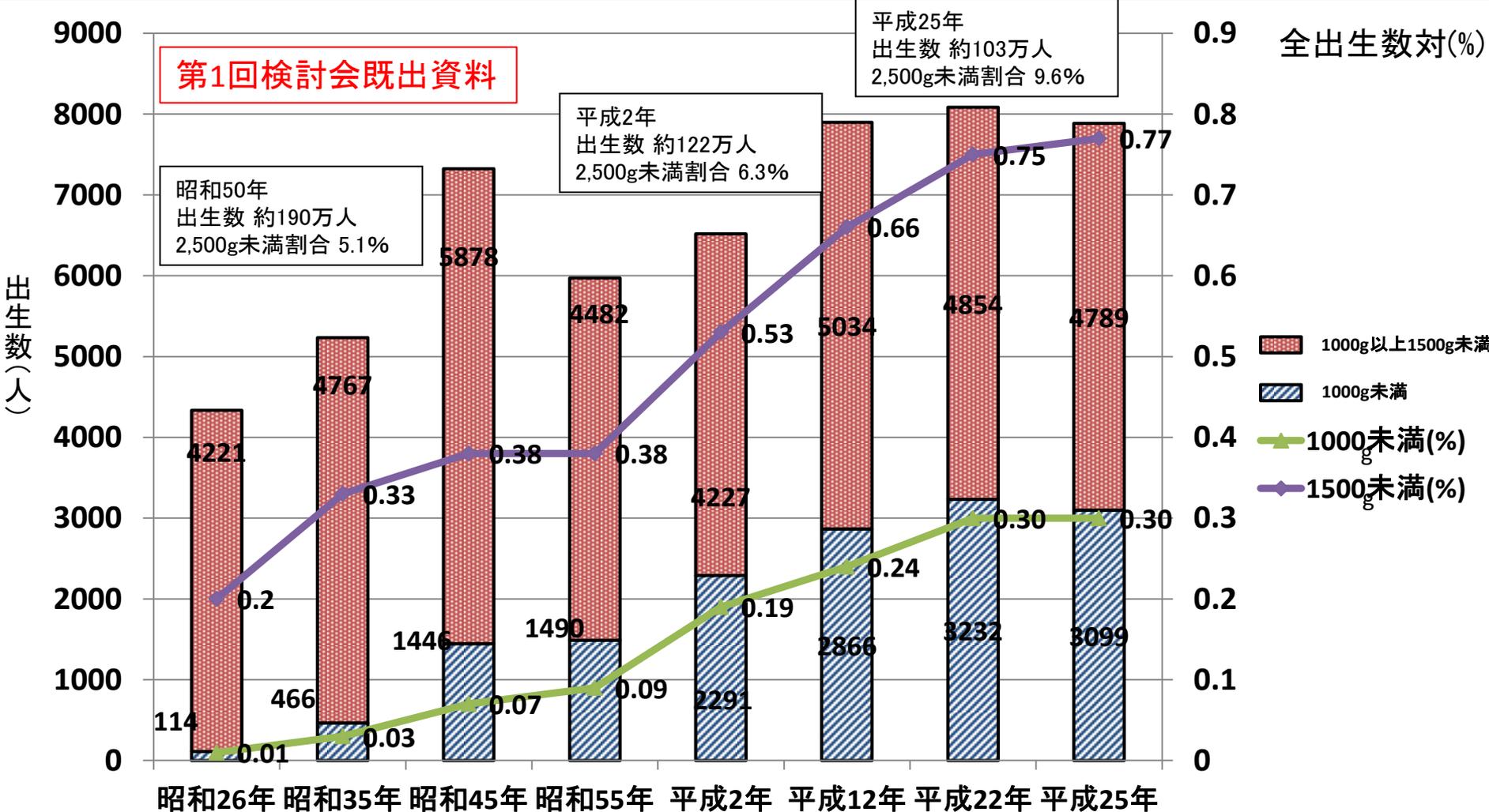
○ 出生1万あたりのNICU病床の目標は **25~30** 床

○ 目標に到達していないのは **6** 県



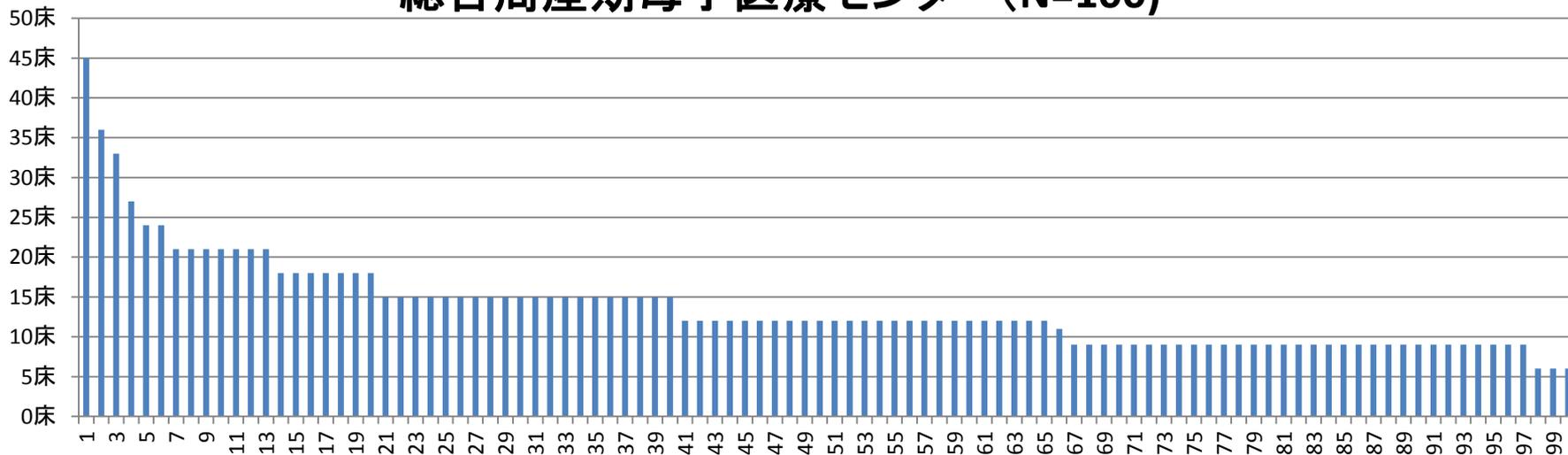
出生時体重別出生数及び出生割合の推移

- ・この30年で出生数は減少しているが、極低出生体重児(1000g～1499g)・超低出生体重児(1000g未満)の割合が増加している。
- ・超低出生体重児(1000g未満)の出生数は35年間で約2倍に増加している。

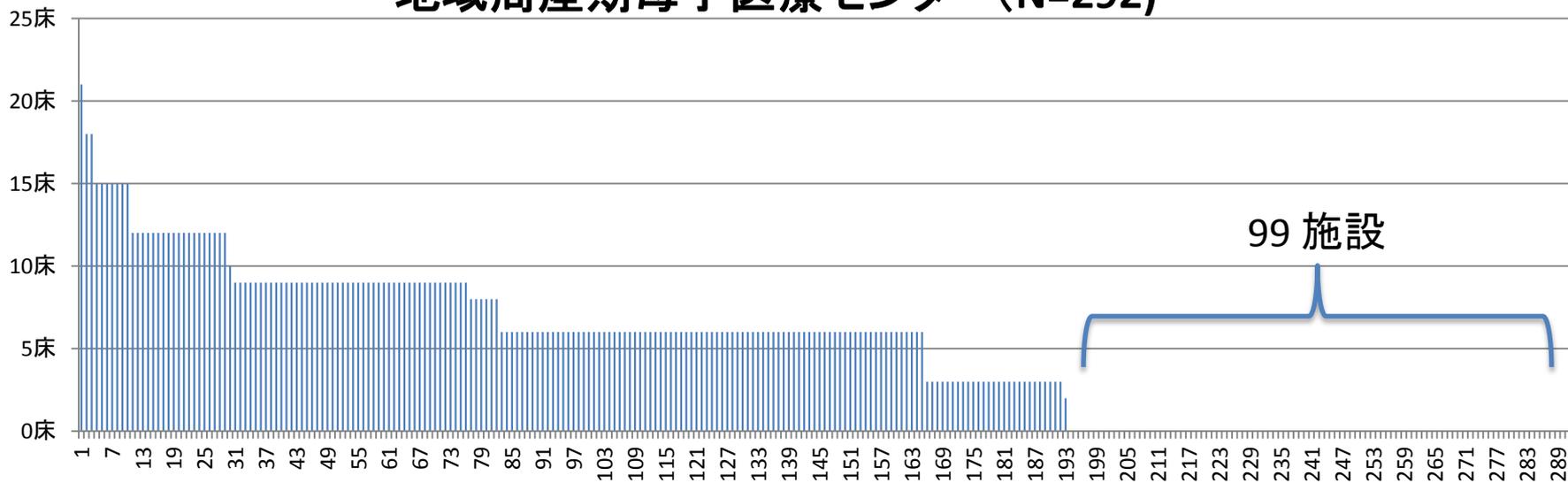


NICUの規模別周産期母子医療センター一覧

総合周産期母子医療センター (N=100)



地域周産期母子医療センター (N=292)



MFICUにかかる基準等について

○周産期医療体制整備指針に定めるMFICUの主な機能等(平成22年1月26日 医政局長通知)

- ・分娩監視装置や超音波診断装置などの機材を備えていること
- ・総合周産期母子医療センターには6床以上を設置すること
(三次医療圏の人口によっては6床未満でも可)
- ・24時間体制で産科を担当する医師が複数いること
(6床以下なら1名＋別途オンコール1名でも可)
- ・助産師又は看護師が常時3床に1名以上配置されていること 等

○診療報酬における「総合周産期特定集中治療室管理料」の「母体・胎児集中治療室管理料」の施設基準(抜粋)

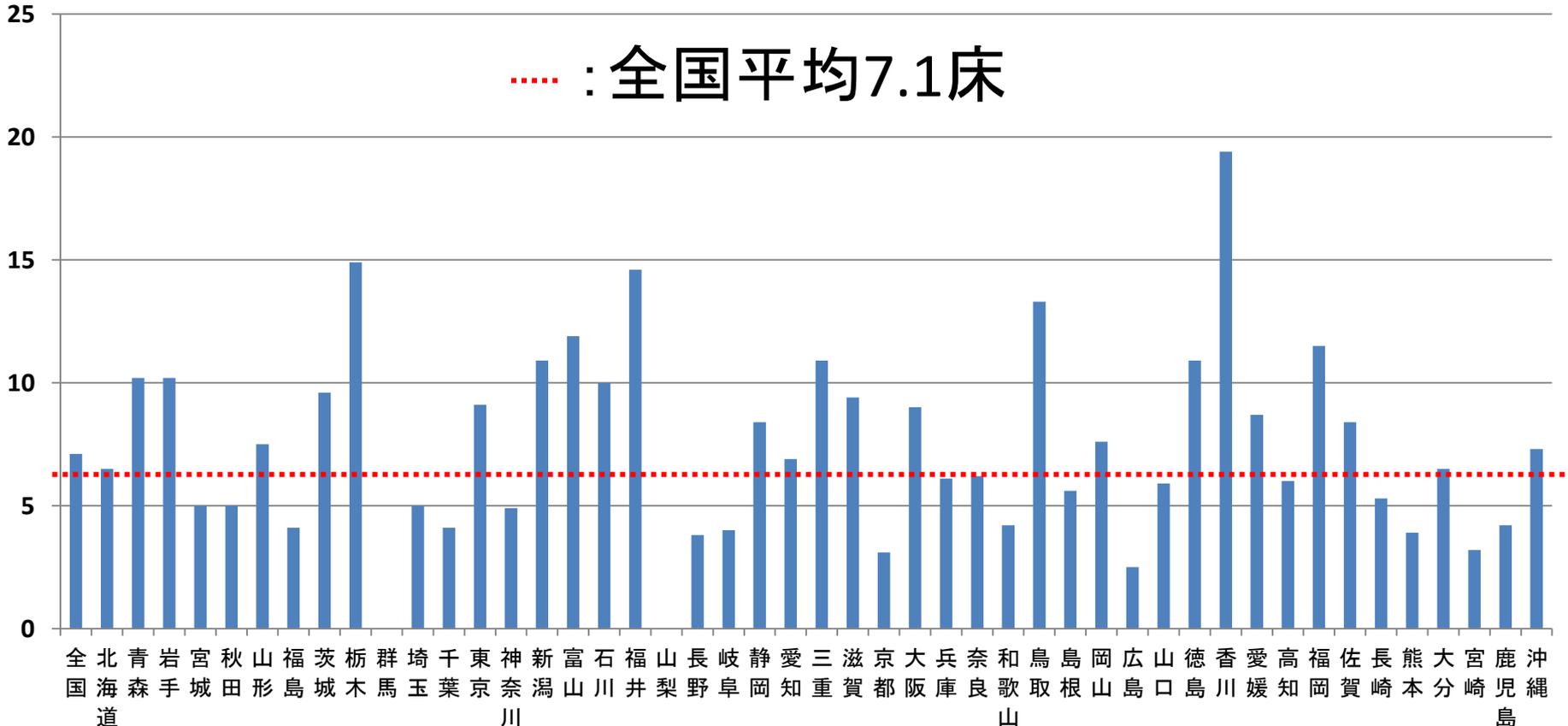
- ・分娩監視装置や超音波診断装置などの機材を備えていること
- ・専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること
- ・内法による測定で1床あたり15m²以上で、3床以上設置されていること
- ・看護師が常時3床に1名以上配置されていること 等

指針で定める機能は満たすものの、下線の要件を満たせず、診療報酬を算定できない施設が多い。

出生1万あたりのMFICU病床数

- 出生1万あたりのMFICU病床の目標は定まっていない。
- 全国平均は7.1床。
- 加算がとれるMFICU病床0の都道府県が2カ所。

(床) MFICU病床数（出生1万対）（診療報酬基準）



出生1万あたりのMFICU病床数

- 出生1万あたりのMFICU病床の目標は定まっていない。
- 全国平均は8.4床、最大の栃木県(24.4床)は最小の長野県(3.7床)の6.6倍と大きな開きがある。

(床) MFICU病床数(出生1万対)
(指針基準(診療報酬加算されない病床を含む))

..... : 全国平均8.5床

